

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第23号	受理年月日	平成29年9月15日
請願の件名	<p>I R実施（カジノ実施）に関する法律に反対の意見書を求める請願書</p> <p>1 請願事項 I R実施法に反対する決議をし、意見書を採択して関係省庁に送付していただきたい。</p> <p>2 請願趣旨 I R推進法が2016年12月、数の力で採決されました。しかも、十分な審議もなされず、国民の5割以上の反対があるなか、強行したことは許せるものではありません。刑法は、刑罰をもって賭博を厳しく禁じています。「国民が怠惰になり、健康で文化的な社会が壊され、国民経済の機能に重大な障害を与える恐れ」があるからです。これを覆すカジノ解禁はどうしても許されない暴挙です。 安倍政権は法律が1年以内に実施法を作ることになっていることに伴い、この秋に臨時国会を開催し実施法案を上程する構えです。ご承知の通りカジノ解禁によって、反社会的勢力の介入、周辺地域の治安の悪化、ギャンブル依存症の増加、青少年への悪影響など危惧されます。まさに社会悪そのものです。日本にはパチンコ、パチスロによって、536万人といわれるギャンブル依存症が存在し、社会問題にもなっています。他国に比べ日本は依存症者の数が突出しています。政府は最近の統計で数を低く報告していますが、依存症問題が解消するものではありません。カジノを解禁し新たな依存症を生み出すことは許されるものではありません。提案者は、カジノ収益から出る納付金で依存症対策を講じると述べましたが、発生源をつくらなければ対策は必要ないはず です。 青少年に及ぼす影響も図り知れません。家族ぐるみで出かけるI Rに公然と賭博場があることは、賭博への抵抗感を喪失させてしまうこととなります。 政府はI Rを「成長戦略」の目玉に位置づけていますが、敗者からお金を巻き上げる、何も生産しないカジノを当てにする経済に未来はありません。また、国外から観光客を呼び込むことを理由の一つに挙げていますが、アジアでは過当競争に突入していて、日本だけ国外から観光客が増加する保証はありません。カジノ企業のねらいは日本人、一般国民です。カジノは「百害あって一利なし」で、日本には必要ありません。 以上の理由によりカジノ実施法を成立させるべきではありません。</p>		
紹介議員	満行 潤一 前屋敷 恵美 来住 一人		